

# 身につけよう 交通ルールと ヘルメット

～自転車を安全に利用しよう～



## 自転車利用者の交通事故防止

自転車は、運転免許を必要とせず、子供から高齢者まで幅広い年齢層に、多様な目的で利用されています。そのため、自転車利用者が交通ルールそのものを知らなかったり、たとえ知っていても自転車に乗っているときは、ルールを守る意識が低くなる傾向にあるように思われます。

<自転車は、車道通行が原則です。>

- ・ 自転車は、車道と歩道の区別がある道路では、車道を通るのが原則です。また、車道を通る自転車は、道路工事などの場合を除き、車道の左端に沿って通行しなければなりません。
- ・ 自転車道があるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。
- ・ 自転車は、道路の左側の路側帯に限り通行することができますが、歩行者の通行の妨げとなる場合や白色の二本の実線で標示された路側帯は通行できません。

令和6年5月号  
西尾警察署  
一色幹部交番  
電話0563  
57-0110



# のるものか うまい話と くちぐるま

～悪質商法から身を守るために～

## ○ 何の用？ しっかり聞こう 身分と用件

- ・ おかしいと 思ったときは ドア閉めて
- ・ もうかります そんな言葉に ご用心
- ・ あやしいぞ 人のフトコロ聞く 業者
- ・ 勇気出し はっきり言おう いりません
- ・ 迷ったら 一人で悩まず まず相談
- ・ サインして あとでしまった もう遅い
- ・ 契約は してもお金は 後払い
- ・ あなたです！ 自分の財産 守るのは

